第百十五号）第一条第二項に規定する同法を適用する海域に設置するもの及び当該海域以外の海域に設置する第一条第十四号から第十八号までに掲げるものを除く。）の設置に係る場所を管轄する海上保安監部又は海上保安部	もの及び当該海域以外の海域に設置する第一条第十四号から第十八号までに掲げるものを除く。）の設置に係る場所を管轄する海上保安監部又は海上保安部
二　（略）	二　（略）
第３号の２様式（第９条の３関係）	（新設）
ＡＩＳ信号所の設備変更届出書 年　月　日 殿 氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名 ＡＩＳ信号所の設備を変更したので、航路標識法第５条（第３項・第５項）の規定により、次のとおり届け出ます。 １　ＡＩＳ信号所の位置 ２　ＡＩＳ信号所の名称 ３　変更した事項 ４　変更を必要とした理由 ５　変更した日時 （注意）１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。 ２　上記４については、航路標識法第５条第３項の規定による変更の場合に記載すること。	
第10号様式（第28条の３関係）	（新設）
ＡＩＳ信号所による情報の送信に関する申出書 年　月　日 殿 氏名又は名称及び住所並びに法人 にあっては、その代表者の氏名 海上保安庁の行うＡＩＳ信号所による情報の送信について、航路標識法第22条の２第１項の規定により、次のとおり申し出ます。 １　申出に係る施設の位置 ２　申出に係る施設の名称 ３　送信を希望する情報の内容（ＡＩＳ信号により示す地点の数を含む。） ４　情報の送信を必要とする理由 ５　希望する情報の送信の開始期日及び終了期日 ６　その他参考となるべき事項 （注意）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。	

（船舶設備規程の一部改正）

第四条　船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。